

エナジック 入会のご案内

概要書面

ご登録に際しては、本書面の内容をよくお読みになり、十分 にご理解ください。またこの書面をお手元に保存下さい。

「入会のご案内」は、「特定商取引に関する法律」の第 37 条第 1 項により 交付することが義務づけされている書面です。本書面には、株式会社エナ ジックのビジネスの概要と重要な事項が説明してあります。会員として他 の方を紹介される場合は、ご自分の住所・氏名・電話番号を明記して相手 様にこの書面を手渡し、内容を正しく説明して下さい。

紹介者 (販売店) が必ず記入し、説明を受ける方に渡して下さい。

紹介者

大 法人名 代表者	名 [金)		 _	 _	 		_		 	_	_	_	_	_	 	 		_	_	 	 _	_	_	 		_	_	_	_	_	 	 		_	_	
住	所	₹																																		
			 _	 _		_	_		 _	_	_	_	_	_	 		_	_	_	 	_	_	_		-	_	_	_	_	_	 	 	-	_	_	
ΤE	L		 _	 _		_	_	_	_	_	_	_	_	_	 _		_	_	_		_	_	_			_	_	_	_	_	 		. –	_	_	
			 _	 _	 		_		 	_	_	_	_	_	 	 	-	_	_	 	 _	-	-	 	-	_	_	_	_	_	 	 	. –	_	_	-



■会社概要

会社名 株式会社エナジック

所在地 東京都中央区京橋 1-1-6 越前屋ビル7階

TEL: 0 3-5 2 0 5-6 0 3 0 FAX: 0 3-5 2 0 5-6 0 3 5

代表者 代表取締役 大城博成

資本金 60,000,000 円

設立 昭和 49 年 6 月 21 日

業務内容 電気分解水生成器の開発製造販売

医療用器械器具の開発製造販売/健康食品の製造販売

特許 第 4747092 号 販売管理システム(エナジックビジネスモデル)

加盟団体 日本成人病予防協会 全国直販流通協会

■事業・販売の形態

販売方法は消費者参加型であり、特定商取引法における連鎖販売取引に該当します。 申請者はこれを十分に理解して、登録申請及び商品購入をして下さい。

■会員登録に関する事項

- 1. エナジック会員の登録は個人、法人が可能であり、20歳以上(学生を除く)の方に限ります。
- 2. 内容を十分理解した上で「商品購入申込書・登録申込書」に記入、署名捺印して、現住所が確認できる公の証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)を提出し承認を受けます。分割払いを希望される場合は、さらにその申込書を提出 し承認を受けます。
- 3. エナジック会員の入会登録は、商品の紹介および販売活動を目的とする「販売店会員登録」と、商品の愛用のみを目的 とする「愛用者会員登録」の2種類があります。
- 4. 販売店会員登録を希望する方は「商品購入申込書・登録申込書」の2ページ目の「マージン受取り口座」に記入のうえ、 本人確認書類のコピー、法人で登録申請の場合は登記簿謄本を添付のうえ、本社まで送付して下さい。
- 5. 商品の愛用のみを希望される方は「商品購入申込書」に必要事項をもれなく記入し署名捺印し、商品代金を所定のお支 払方法にて発注して下さい。
- 6. 商品を購入したことがすなわち販売勧誘活動の意思表示ではありません。愛用者会員の方は商品の販売活動は出来ません。 主に保守・サービスのための愛用者登録となります。
- 7. 愛用者会員の方が、ビジネス活動をされる場合は、所定の手続きをして、販売店会員に変更登録することができます。
- 8. 同一名義での登録は、個人登録および法人登録をあわせて最大 6 つまで販売店会員登録が可能です。個人登録名と法人代表者名が同一の場合、同一名義とみなされます。法人代表者が同一の場合、別法人であっても同一名義とみなされます。

■会員資格に関する事項

●会員資格条件

- 1. エナジック会員の紹介を受けていること。
- 2. 概要書面・契約書面の各条項および法を遵守することのできる良識ある満20歳以上の方(学生は除く)
- 3. 日本国内に居住を認められ、住居が一定している方。ただし日本国籍を有しない方は、ビジネス活動ができる在留資格が必要です。
- 4. 住所不定者、破産者、成年被後見人・被保佐人および法律行為のできない方、暴力団、反社会的団体に属する方は、会員 登録できません。

●販売店会員として登録できない方

- 1. 会社より販売店として不適格者と判断され会員資格を取り消された方
- 2. 健全な会員募集活動およびサービス事業を営むうえで、会社が不適格者と認めた方
- 3. 勧誘販売活動において、特定商取引法などの関連法規に違反した事実が認められた方
- 4. 申込み手続きにおいて虚偽の記載をした方
- 5. 会員を退会して6か月以内の方

●会員資格の取り消しと喪失

次に該当する場合は、当社の判断で会員資格を取り消すことがあります。

- 1. 会員が会員規約等に違反した場合
- 2. 他人名義で会員登録を行った場合、または活動している場合
- 3. 特定商取引法、医薬品医療機器等法、刑法などの関連法規に違反し、反社会的行為のあった者
- 4. 当社が定める会員規約及び関連法規に抵触または違反する行為、禁止行為を行った者
- 5. 他の会員および会社との信頼関係を損なう多大な迷惑をかけた場合
- 6. 当該販売店会員が死亡した場合

■特定負担に関する事項

- 1. 会員登録には、会社の定める商品購入(取扱い登録商品)が必要となります。
- 2. 勧誘および商品販売には、「商品購入申込書・登録申込書」(10部300円/税込)が必要です。

●取扱い会員登録商品

1. 購入先:株式会社エナジック

2. 購入商品:下記の商品群からいずれかを選択してください

商 品 名	数量	価格(税込)
レベラックKANGEN 8 (還元水・強酸性水連続生成器)	一式	547,800 円
レベラック SD501 〈プラチナム〉(還元水・強酸性水連続生成器)	一式	437,800 円
レベラック Jr IV(還元水・強酸性水連続生成器)	一式	327,800 円
レベラックスーパー 501(還元水・強酸性水連続生成器)	一式	767,800 円
アネスパ DX(風呂用ミネラルウォーター生成器)	一式	374,000 円
還元ウコンΣ 3DD セット (栄養補助食品)	30箱/セット	248,400 円
還元ウコンΣ DD セット (栄養補助食品)	10箱/セット	95,040 円
沖縄還元フーズセット(食品)	14個/セット	34,560 円
還元和牛ステーキセット(食品)	6枚/セット	34,560 円
Kangen Air(空気清浄機)	4個/箱	217,800 円

●商品代金のお支払方法

1. 現金による振込み

みずほ銀行 京橋支店 普通 2 2 1 4 7 6 5 (カ) エナジック 三井住友銀行 東京中央支店 普通3271101 (カ)エナジック 沖縄海邦銀行 本店営業部 普通 0 8 7 3 8 6 2 (カ) エナジック

- 2. 代引による商品受取一括払い
- 3. クレジットカードによる支払
- 4. 個別クレジット契約

●商品の引渡し時期および方法

1. 商品は、ご注文より「商品購入申込書・登録申込書」と代金の入金確認後、原則として1週間以内に宅配便にてお届けします。 送料は無料です。

●販売方法について

- 1. エナジックのビジネスは、ノルマや在庫の必要はありません。自分で商品を使用した体験をお伝えし、愛用者の輪を広げることが仕事ですので安心してお取組みいただけます。
- 2. 商品の販売実績に応じてマージン(販売手数料)が支払われます。

●契約日について

お客様から送付された「商品購入申込書・登録申込書」をもとに、会社が承認・登録した日を契約日とします。

還元水・強酸性水連続生成器

5種類の生成水/強還元水・還元水・浄水・ 酸性水・強酸性水



レベラック KANGEN 8 A26-00 指定管理医療機器製造販売認証番号227AGBZX00107000号 販売価格 547,800円 (税込)

還元水・強酸性水連続生成器

5種類の生成水/強還元水・還元水・浄水・ 酸性水・強酸性水



レベラックSD501 TYH-401 厚生労働省医療機器製造承認番号21600BZZ00376000号 販売価格 437,800円 (税込)

還元水・強酸性水連続生成器

5種類の生成水/強還元水・還元水・浄水・ 酸性水・強酸性水



胃腸症状の 改善効果

レベラック Jr IV TYH-251 厚生労働省医療機器製造承認番号21600BZZ00376A04号販売価格 327,800円 (税込)

還元水・強酸性水連続生成器

5種類の生成水/強還元水・還元水・浄水・酸性水・強酸性水



胃腸症状の改善効果

レベラックスーパー501 TYH-501 厚生労働省医療機器製造承認番号21600BZZ00037000号 販売価格 767.800円 (税込)

栄養補助食品



よる栄養補給

含有成分の

クルクミンに

胃腸症状の

改善効果

(プラチナムタイプ)

還元ウコン∑ 3DDセット 内容量: (450mg×100粒) ×30箱 販売価格 248,400円 (税込) ※商品デザインはイメージです。

栄養補助食品



環元ウコン DDセット 内容量: (450mg×100粒)×10箱 販売価格 95,040円 (税込)

風呂用ミネラルイオンウォーター生成器



活性炭とセラミックによる浄水効果

商品に

アネスパ DX ANSP-02 販売価格 374,000円 (税込)

食品



沖縄還元フーズセット 内容: 還元ウコンベジカレー 5個/還元和牛ウコンカレー 5個 還元和牛シチュー 4個

販売価格 34,560円 (税込)

食品



還元水で 育った ブランド ステーキ

冷凍で お届け

還元和牛ステーキセット

内容量: サーロインステーキ200g×3枚 リブステーキ200g×3枚 販売価格 34,560円 (税込)

空気清浄機



光触媒と 紫外線LEDを 組み合わせた 新感覚の 空気清浄機

ついて

Kangen Air 内容:1セット4個入(カラー:ホワイト・ブラック・ピンク・ブルー) 販売価格 217,800円 (税込)

浄水カートリッジ



商品について

 ・HG/HG-N/F-8タイプ 溶解性鉛、残留塩素、 臭気、赤サビ処理
・Rタイプ 残留塩素等処理

レベラックハイグレードタイプ (F8) 販売価格14,300円 (税込) レベラックハイグレードタイプ (HG/HG-N) 販売価格13,200円 (税込) レベラックレギュラータイプ(R) 販売価格9,900円 (税込)

浄水カートリッジ



商品について

①二股ラヂウム温泉セラミックと竹炭セラミックの組み合わせでミネラルイオンウォーター化②トルマリン添着活性炭繊維

(2)トルマリン添着活性炭繊維が効率よく不純物を除去

①アネスパセラミックカートリッジ 販売価格33,000円(税込)

②アネスパ浄水カートリッジ 販売価格 13,200円 (税込)

■特定利益に関する事項

1. 会員が会社から支払いを受けるマージン (販売手数料) について

販売流通された商品のマージン(最大 8 段 8 ポイントまで)は、販売店規模(1 A \sim 6 A) 別に設定された、還元ポイント(下記 図表(1)にもとづき支払います。

(1) 一括払い(現金・カード)販売のときの利益と特定利益(マージン・奨励金)について

図表(1)

			配士点	-+8+# / A \ /~	よはヵ日上い	ニー ュット 1	(D) に売る / I	П\	=二一	CARST
商品名		1P (ポイント) 標準マージン		規模(A)に	還元マージン 8ポイント	6A販売店 育成奨励金				
税込価格(円)		(SPマージン)	1A (1P) (SPマージン)	2A (2P) (SPマージン)	3A (3P) (SPマージン)	4A (4P) (SPマージン)	5A (5P) (SPマージン)	6A (6P) (SPマージン)	合計額 (SPマージン)	8段外 (SPマージン)
	レベラック KANGEN 8	27,000	27,000	54,000	81,000	108,000	135,000	162,000	216,000	9,000
	547,800円	(7,000)	(7,000)	(14,000)	(21,000)	(28,000)	(35,000)	(42,000)	(56,000)	(1,600)
	レベラックSD501 (プラチナム) 437,800円	23,000 (3,000)	23,000 (3,000)	46,000 (6,000)	69,000 (9,000)	92,000 (12,000)	115,000 (15,000)	138,000 (18,000)	184,000 (24,000)	8,000 (1,300)
	レベラック Jr IV 327,800円	13,500 (3,000)	13,500 (3,000)	27,000 (6,000)	40,500 (9,000)	54,000 (12,000)	67,500 (15,000)	81,000 (18,000)	108,000 (24,000)	9,000 (2,000)
登	レベラック スーパー 501 767,800 円	38,000 (7,000)	38,000 (7,000)	76,000 (14,000)	114,000 (21,000)	152,000 (28,000)	190,000 (35,000)	228,000 (42,000)	304,000 (56,000)	22,800 (4,200)
録	アネスパ DX 374,000円	18,000 (4,000)	18,000 (4,000)	36,000 (8,000)	54,000 (12,000)	72,000 (16,000)	90,000 (20,000)	108,000 (24,000)	144,000 (32,000)	10,800 (2,400)
商	還元ウコンΣ 3DD 248,400 円	10,500	10,500	21,000	31,500	42,000	52,500	63,000	84,000	
品	還元ウコンΣ DD 95,040円	4,000	4,000	8,000	12,000	16,000	20,000	24,000	32,000	
	沖縄還元フーズ セット 34,560 円	1,200	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	7,200	8,400	
	還元和牛ステーキ セット 34,560円	1,200	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	7,200	8,400	
	Kangen Air 217,800 円	11,000	11,000	22,000	33,000	44,000	55,000	66,000	88,000	
	ハイグレード(F8) 14,300円	800	800	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800	6,400	
カー	ハイグレード (HG/HG-N) 13,200円	800	800	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800	6,400	
トリ	レギュラー (R) 9,900円	700	700	1,400	2,100	2,800	3,500	4,200	5,600	
ッジ	アネスパ セラミックカートリッジ 33,000円	2,300	2,300	4,600	6,900	9,200	11,500	13,800	18,400	
	アネスパ 浄水カートリッジ 13,200円	700	700	1,400	2,100	2,800	3,500	4,200	5,600	

※商品の金額は税込価格です。

(2) マージン・奨励金の取得条件について

- ●6A育成奨励金は、8ポイント内に6A販売店が入っている場合は対象外となります。
- ●販売店ステータスおよび各ステータスによるマージン・奨励金料率

D1 ステータス: 最終の直接販売または自己購入日から半年未満: 100%

DO ステータス: 最終の直接販売または自己購入日から半年以上1年未満:50%

Fステータス: 最終の直接販売または自己購入日から1年以上:0%

●SP ステータスおよびステータス維持による SP マージン

SP ステータス: 最終の直接販売または自己購入日から3ヶ月: SP マージン取得

- ●ウコン3DD セットを自己購入した場合には1年間、ウコンDD セットを自己購入した場合には4ヶ月間、D1ステータスおよびSPステータスを維持することが出来ます。(なお、ウコンDD セットで4ヶ月後の継続がない場合は、ポジションおよび売上げ実績は消滅します)
- ●分割払(Eペイメント)販売の場合、マージンの支払いは、初回と完済時の2回に分けて支払います。
- ●分割払(Eペイメント)販売における完済時のマージンは完済時点での上記(D1・D0・F)店での適用となります。
- ●ウコン 3DD セットを自己購入した場合には 1 年間、ウコン DD セットを自己購入した場合には 4 ヶ月間、D1 ステータスおよび SP ステータスを維持することが出来ます。なお、ウコン DD セットは 4 ヶ月ごと 2 回の継続購入がない場合は、会員コードおよ び売上げ実績は消滅し、沖縄還元フーズと還元和牛ーステーキは 4 ヶ月以内に 4 セットの購入がないと会員コードおよび売上 げ実績が消滅します。
- ●沖縄還元フーズセットもしくは還元和牛ステーキセットで初回登録した販売店のマージンは、標準および SP ともに還元ポイント 0.5 換算で支払われます。 Kangen Air で初回登録した販売店のマージンは、標準および SP ともに還元ポイント (6/11) 換算で支払われます。 なお、器械または還元ウコンを自己購入した場合は、還元ポイントは通常通り支払われます。

(3) マージンの計算方法と支払

- ●マージンの支払い基準と計上は、マージン表(図表(1)にもとづき計算されます。なおマージン表は会社の判断により変更することがあります。
- ●マージンの支払いは「商品購入申込書・登録申請書 | に記入された指定口座に振込送金されます。
- ●支払手続きは原則として「商品購入申込書・登録申請書」の原本 (分割契約の場合はあわせて分割契約書の原本) が会社に 提出され、かつ「受領および登録確認書」の控えが会社に提出されてから計算処理されます。
- ●承認されたマージンは、原則として必要書類の到着および入金確認後の翌日から、土日祭日を除く1週間を目安に送金されます。
- ●カートリッジマージンは、累計30,000円以上を超えた時以降に、指定された方法で支払われます。
- ●ウコンマージンは、累計 20.000 円以上を超えた時以降に、指定された方法で支払われます。
- ●支払手数料は会社負担としますが、指定口座の誤りなど会員にミスがある場合は、受け取る会員の負担となります。

(4) マージンの支払いと停止

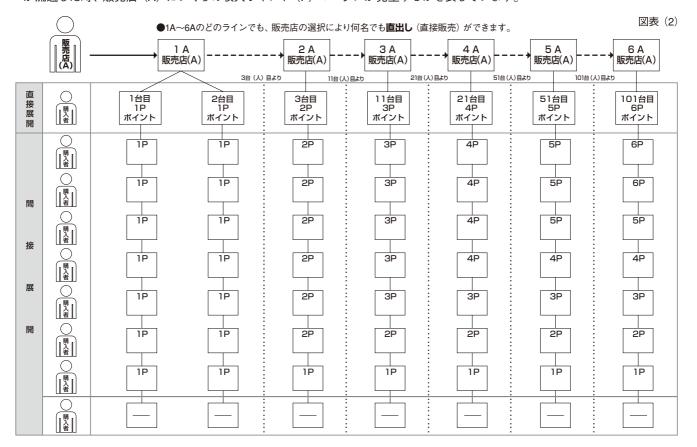
以下に該当する場合、マージンの支払いは停止されまた、すでに支払い済みの場合は、会社に返還しなければなりません。

- ●各種契約による契約代金、その他の債務について期日までに会社が支払の確認がとれない場合
- ●クーリングオフ・中途解約および契約の解除が発生した場合
- ●エナジック会員規約に違反している場合、および違反して販売店会員資格を失った場合

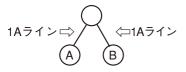
■販売店規模の昇格と収入ポイントに関する事項

1. 販売店規模の昇格と収入ポイント(P)の展開について

新規会員である販売店(A)がエナジックビジネスを開始されて、1A~6A販売店に昇格していく過程で、各段階の購入者へ商品が流通した時、販売店(A)にいくらの収入ポイント(P)マージンが発生するかを表しています。

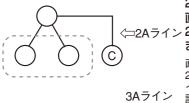


2. 昇格条件とそのポイント(p) 計上



1A: 直に2人紹介し登録した 状態

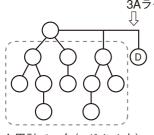
直に紹介したA・B2人のライ ンは1Aラインと呼ばれ、この ラインからは1ポイントが計 上されます。



2A:

直に紹介が3台目からは □2Aライン2Aラインにて登録でき ます。

> 直に紹介したCのラインは 2Aラインと呼ばれ、このラ インからは最大2ポイントが 計上されます。



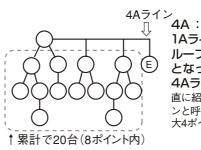
↑ 累計で10台(8ポイント内)

以上の実績

3A:

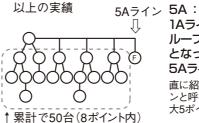
1Aラインと2Aラインの グループ合計台数が10 台以上となった段階で の直紹介は、3Aライン で登録できます。

直に紹介したDラインは3A ラインと呼ばれ、このラインからは最大3ポイントが計上 されます。



1Aラインから3Aラインのグ ループ合計台数が20台以上 となった段階での直紹介は、 4Aラインで登録できます。

直に紹介したEのラインは4Aライ ンと呼ばれ、このラインからは最 大4ポイントが計上されます。



1Aラインから4Aラインのグ ループ合計台数が50台以上 となった段階での直紹介は、 5Aラインで登録できます。

直に紹介したFのラインは5Aライ ンと呼ばれ、このラインからは最 大5ポイントが計上されます。



6A :

1Aラインから5Aラインのグ ループ合計台数が100台以 上となった段階での直紹介 を6Aラインで登録できます。

直に紹介したGのラインは6Aラ インと呼ばれ、このラインからは 最大6ポイントが計上されます。

■会員の活動規範に関する事項

- 1. 会員は独立した事業者であり、会社との雇用関係はなく、株式会社エナジックの代表者、代理人、従業員ではありません。
- 2. 販売店活動に際して、その勧誘にあたって本人確認のできるもの(名刺等)、および訪問勧誘の目的を相手方に明示しなければなりません。
- 3. 会員入会の勧誘にあたっては、会社が作成した資料をもとに、会社概要、商品の説明および特定負担、クーリングオフ、 解約などの重要事項について、虚偽なく正しく行い「概要書面 | を必ず交付しなければいけません。
- 4. ビジネスを目的とする販売店会員として勧誘する場合は、ご自身が努力しなければ収入を得ることは出来ないということ を必ず告げなければいけません。
- 5. 一部の成功者の例を用いて、あたかも全員が成功するような誘い方や、たやすく儲かるからといった誘い方はしてはいけません。
- 6. テレビ番組収録のビデオテープやDVD、新聞雑誌などの切り抜きコピー、商品体験者の感想文などを使用して、商品販売、ないし 入会勧誘を行ってはなりません。

■会員の自己責任

- 1. 会員は独立した契約主体であり、販売活動においては、すべて会員の自己責任とします。
- 2. 会員はその活動を誠実に、また責任ある知識を活用して行わなければなりません。
- 3. 会員はあらゆる法律および規則条例等を遵守する義務を負います。
- 4. 会員間での金銭の貸借、代行振込などのトラブルに関して、当社は一切責任を負いません。

■禁止行為について

- 1.【重要事項の不告知および不実告知】商品の種類・性能・品質・効能や特定利益・特定負担・契約解除(クーリングオフ・中途解約・ 返品等)および勧誘の際に連鎖販売取引の相手方の判断に影響をおよぼす重要な事柄について、故意に事実のことを告げなかった り、不実のことを告げる行為は禁止されています。
- 2. 【**威迫・困惑行為・契約解除妨害**】勧誘契約に際して、あるいは契約の解除を妨げるために、相手方を威迫して困惑させる行為は禁止さ れています。
- 3. 勧誘目的であることを告げずに、電話やメールなどで呼び出し、または路上などで呼び止めて誘引した者に対し公衆が出入りしない 場所において、契約の締結について勧誘することは禁止されています。
- 4. 著しく事実に相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であるとか、有利であると誤認させるような表示は禁止されています。
- 5. 相手方となる消費者の承諾を得ないで電子メール広告を送信することは禁止されています。

■エナジックのロゴについて

当社は、書面による事前の許可を得ずに著作権、デザイン、ロゴ、商品名、商標などの使用を認めません。独立販売店は当社のロゴを 営業資料として使用してはいけない。販売店口ゴは、正式な「エナジック独立販売店」であることを示すために特別に用意されたもので、 それ以外の使用は認めません。販売店ロゴは、弊社(USA)のウェブサイトの「Distributor(販売店/会員ページ)」からダウンロードでき、 独立販売店としての活動のみに使用を認める。「Kangen Water®」や「Change Your Water... Change Your Life.®」などの商標登録用 語は適切に注釈されるものとする。 当社の商標やロゴなどの使用に関する一般禁止に加えて、当社以外のいかなる品の販売との併用を 特に禁じる。

■個人情報に関する事項

会員から会社に提供された、個人データーは、つぎの目的に利用します。

- 1. 商品の発送、各種通知案内書の発送、新商品の案内、「各種講演会、各種説明会、セミナー等の案内」のため。
- 2. 会員登録後の管理、関連するアフターサービスの実施、その他会社の運営にかかわることのため。
- 3. 商品の研究開発に参考となるお客様のご意見・ご要望のデーター取得のため。
- 4. お取引き頂いた商品、サービス等の他に会員にとって有用と思われる取扱商品・サービス等の紹介ならびに提携関係にある事業者が 取り扱う情報をお伝えするため。
- 5. 商品等を宅配する場合、宅配業者にお客様の送付先住所、氏名、電話番号等を知らせるため。
- 6. 分割払いをご利用される会員の必要な情報を委託会社へ知らせるため。
- 7. 法令に基づき、裁判所、警察署などの公的機関からの開示要求があった場合、当該公的機関に情報を提供する場合があります。

■中途解約・返品ルールについて

会員はいつでも退会して契約解除することができます。

- 1. クーリング・オフ期間経過後で、登録後1年未満の会員が退会する場合で、商品の引渡しを受けた日から90日以内の未使用または未消費 (サンプル提供も含む)、再販されていない商品については以下の条件のもと契約の解除・返品を行うことができます。返品に伴う送料な どの経費は解約者負担になります。事前に「中途解約申請書」を会社に送付して下さい、書面受領後返品および返金についての解約手続 きをします。契約解除された場合、会社は解約者に対して、以下の項目に掲げた額を加算した金額を超える額の請求はしません。
 - (1) 解約手数料:購入金額の10%に相当する額
 - (2) すでに支払いを受けた特定利益マージンその他金品に相当する額
 - (3) 当該商品の契約の締結および履行のために通常要する費用の額
 - (4) 当該商品が返還されない場合は、当該商品の販売価格に相当する額
 - (5) 以上上記額を加算した額に、これに対する法定利率による遅延損害金の額
- 2. 昇格した販売店会員の場合は中途解約対象外となります。

クーリング・オフ(契約解除)のお知らせ

- ●「契約内容を明らかにする書面 | を受け取った日から 20 日を経過 するまでは、書面により無条件で契約の解除を行うこと(以下 「クーリング・オフ」といいます。)ができます。その効果は書面 を発信したときから発生します。ただしその商品の最初の引渡し を受けた日が、書面を受領した日後であるときは、その引き渡し を受けた日が起算日となります。
- ●契約の解除が行われた場合、商品の返品に要する費用は会社の 負担となります。お客様は、損害賠償、違約金の支払いを請求 されることはありません。また、商品が会社に到着して確認後、 速やかに支払済みの商品代金を返還いたします。
- ●上記のクーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実の ことを告げたことにより、お客様が誤認しまたは威迫したことで 困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から 「クーリング・オフ妨害を解消するための書面」が交付され、そ の内容についての説明を受けた日から20日を経過するまでは書面 によりクーリング・オフすることができます。

クーリング・オフの書面の書き方 下記見本のように、必要事項をご記入のうえ、 郵送またはFAX、メールにてお申し出下さい。 (簡易書留扱いが確実です) メールアドレス:compliance-jp@enagic.co.jp 書式見本 図 (4) 104-0031 本人住所・氏名・電話番号 いたします。 石記日の申し込みを撤回し契約解除 占 株式会社エナジック 越前屋ビル京都中央区京橋1-1 ・電話番号 年 月

■抗弁権について

会員は商品購入契約の解除等の抗弁事由をもってクレジット会社に対して支払停止の抗弁ができます。

■重要事項

- 1. 会員が料金その他の債務について支払期日を経過して支払いがない場合は、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの日数 について、年14.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払っていただきます。
- 2. 販売店会員として得た所得については当然納税の義務が生じます、正しい申告をして下さい。
- 3. 会社と会員との間で生じた紛糾は、双方ともに早期円満に解決することに努めますが、万一訴訟となった場合は東京地方裁判所 および東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 4. 会社と会員との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。
- 5. 当社は会社情勢の変化、経済事情の変動、各システム変更、関連法規変更および遵守にともない、当社が必要と判断した場合、 概要書面・契約書面・会員登録申請書などの内容を予告することなく、追加・訂正・加筆等により改定変更いたします。最新の情報 はホームページ(https://www.enagic.co.jp)をご覧ください。

Н